公益財団法人相模原市スポーツ協会 会長 三塚 康雄 殿

相模原市長 本村 賢太郎 (公印省略)

緊急事態宣言に伴う対応について(依頼)

令和3年1月7日、新型コロナウイルス感染症に関する「緊急事態宣言」が国から発出されたことを受け、別添「緊急事態宣言に伴う本市の対応について」のとおり、令和3年1月13日から緊急事態宣言の終了までの間、原則として市体育施設を休止することを決定いたしましたので、次のとおり御対応くださいますようお願いいたします。

1 市委託事業について

国が緊急事態宣言の期間を令和3年2月7日(日)までとしていることから、令和3年2月7日(日)までに実施予定の事業について、令和3年2月8日(月)以降に延期又は中止とするようお願いします。

2 各種目協会への周知について

緊急事態宣言に伴う対応について、別添「緊急事態宣言に伴う本市の対応について」と併せて、各種目協会へお知らせいただきますようお願いいたします。

(1) 市体育施設の利用中止について

緊急事態宣言の終了までの間、市体育施設を休止することが決定しましたので、 各種目協会へお知らせ願います。

(2) 使用料等の還付について

市体育施設の休止期間中の利用分について、既に納付された施設使用料等が全額 還付となりますので、各種目協会へお知らせ願います。なお、還付に際しては、特 段の手続きは必要ありません。

以上

スポーツ課スポーツ振興班 浮田、川崎、沢辺 電話 042(769)9245 (直通)

令和3年1月8日 相模原市発表資料

緊急事態宣言に伴う本市の対応について

令和3年1月8日 新型コロナウイルス感染症相模原市対策本部

令和3年1月7日、新型コロナウイルス感染症に関する「緊急事態宣言」が国から発出されたことを受け、県から「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」が示された。

これらを踏まえ、感染拡大防止対策をさらに推進し、市民の皆様の命と暮らしを守るため、本日から緊急事態宣言の終了までの間、本市においては、主に次のとおり対応することとする。

1 衛生分野

(1) 医療体制の確保

- 医療の提供体制については、「神奈川モデル」を基本とし、国や県、関係団体、医療機関と 連携しながら、必要な病床確保等に取り組む。
- 相模原宿泊療養施設については、適切に運営するとともに、自宅で療養されている方に対しても健康観察を確実に行う。

(2) ワクチン接種体制の準備

○ 新型コロナウイルスワクチン接種については、迅速かつ的確に実施できるよう、着実に準備を進める。

2 生活分野

(1) 外出自粛等の市民への周知

○ 市民に対し、徹底した外出の自粛と、特に20時以降の不要不急の外出を自粛するよう広 く周知するとともに、感染リスクが高まる「5つの場面」を避けるなど、感染を防ぐ取組を 徹底するようお願いする。

(2) 市設置施設の休止及び市主催イベントの中止

- 不特定多数の市民が集まる市設置施設については、原則として1月13日(水)から休止する。ただし、こどもセンターや児童館などの子ども関連施設並びに図書館等は、感染防止策を徹底した上で継続して開館する。また、既にチケットの販売が開始されているイベント等については、個々の実情に応じ適切に対応する。なお、施設の休止に伴う施設使用料等については還付する。
- 市設置施設において指定管理者が実施する事業については、原則として中止とする。
- 市主催イベントについては、3月31日(水)まで原則として中止とする。ただし、市民の安全・安心や生活に密接に関わるものなど市政運営上必要と認められるものについては、「3密の回避」や参加者の特定など感染防止のための対策を十分講じた上で実施する。

(3) 生活困窮者への相談体制の強化

○ 土・日・祝日を含め、生活困窮者及び生活保護の相談窓口を開所する。

(4) 学校・保育所等の取扱い及び感染防止策の徹底

- 市立小・中学校等については、感染リスクの高い行動を避け、感染防止策を徹底した上で 教育活動を継続する。
- 保育所等・児童クラブは、感染防止策を徹底した上で開所する。ただし、保育所等については家庭での保育が可能な場合は、協力をお願いする。

3 経済分野

(1) 中小企業等に対する支援及び情報提供

○ 産業支援機関等と連携して中小・小規模事業者及び個人事業主への相談体制を継続すると ともに、国及び県が行う、飲食店等への営業時間短縮要請に対する支援策について、市内の 対象事業者等に情報提供を行う。

4 市の業務体制

(1) 職員のテレワーク等の徹底

○ 感染拡大を防ぐとともに、市の機能を維持するため、職員のテレワーク及びシフト勤務等の実施を徹底するとともに、全庁を挙げて新型コロナウイルス感染症対策に係る業務に取り組むため、業務継続計画の実施を徹底する。

なお、市設置施設の休止など、市民生活に影響のある情報については、市ホームページ等を通じ、 市民に随時知らせる。

【問合せ先】

- ○医療体制等に関すること 疾病対策課 042-769-8260
- ○市設置施設の休止等に関すること 緊急対策課 042-707-7044
- ○指定管理施設に関すること 経営監理課 042-769-9240
- ○生活困窮者の相談窓口に関すること 生活福祉課 042-707-7021
- ○市立学校における保健管理に関すること 学校保健課 042-851-3106
- ○市立学校における教育課程等に関すること 学校教育課 042-769-8284
- ○保育所等に関すること 保育課 042-769-8340
- ○中小企業支援等に関すること 産業・雇用政策課 042-769-9253
- ○市の業務体制に関すること 職員課 042-769-9236
- ○本市の対応(全般)に関すること 政策課 042-707-7027